静 岡 労 働 局 発 表
平成 28 年 10 月 26 日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室　　長　　寄田　茂
賃 金 指 導 官　　片岡　裕也
（電話）０５４－２５４－６３１５

平成２８年度静岡県特定最低賃金の改正答申について

－静岡地方最低賃金審議会が５件の特定最低賃金の改正決定を答申－

静岡地方最低賃金審議会（会長　居城（いしろ）　舜子（しゅんこ））は、平成２８年１０月２６日までに、タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金など５件の特定最低賃金について、静岡労働局長（野村（のむら）　栄一（えいいち））に、現行の時間額よりそれぞれ１３円～１５円引き上げる旨の答申を行った（下表参照）。

同審議会は、同年８月９日に静岡労働局長から５件の特定最低賃金の改正決定の諮問を受け、各特定最低賃金専門部会を設置し、慎重に審議を重ねた結果、下表を内容とする答申を取りまとめた。

これら特定最低賃金は、公示手続を経て決定される。効力発生日は同年１２月２９日（木）を予定している。

【静岡県特定最低賃金改正答申一覧表】

最低賃金の名称（産業名）	改正金額（時間額）	現行金額（時間額）	引上げ額	効力発生予定日
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	８４７円	８３３円	１４円	平成２８年１２月２９日（予定）
鉄鋼、非鉄金属製造業	８８２円	８６７円	１５円	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	８９４円	８７９円	１５円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	８６６円	８５１円	１５円	
各　種　商　品　小　売　業	８３６円	８２３円	１３円	

（参考）　静岡県最低賃金は、本年１０月５日から時間額８０７円に改正されている。